



平成25年11月8日
内閣府（防災担当）

首都圏大規模水害対策協議会（第1回）議事概要

日 時：平成25年11月8日（金）10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎第5号館3階 内閣府防災A会議室

議事概要

- 群馬大学片田敏孝教授より、首都圏における広域避難について、荒川の氾濫シミュレーションを例に御講演いただいた。
- 協議会の趣旨・当面の検討スケジュール、協議の進め方と当面の検討事項、協議会の規約について内閣府より説明し、11月8日付で規約が施行されることとなった。
- 利根川・荒川で避難が必要となる事象、堤防決壊前の避難に関する行動計画について、内閣府より説明して質疑応答を行った。
- 主な議論は以下のとおり。
 - ・地域によっては浸水深が浅くても長期間浸水することから、家屋内待避もしくは広域避難のいずれが必要か、段階を追った検討をしていく必要がある。
 - ・行動計画には、情報の流れを明確に定めておくことが必要であり、それに基づいて各機関がどのように行動すべきかを具体化する必要がある。
 - ・最終的には、浸水想定区域を有する市区町村すべてが地域防災計画の中に避難計画を定める必要があり、市区町村が一斉に対応を図れるような前提条件を整理する必要がある。
 - ・避難に際しては自治体間をまたぐ広域避難が必要なケースがあるが、まさにそれをどうするか決めなければならず、堤防決壊までの与えられた時間で避難のための最大限の努力をする必要がある。
 - ・台風については関係省庁と共に今後検討し、避難開始の判断が技術的にどこまで可能か検討していく必要がある。

（以上）